

平成21年3月2日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

建設工事における資材価格の急激な下落にともなう請負代金額の減額変更について

みだしのことについて、最近の鋼材類や燃料油などの建設資材価格の急激な下落を受け、明石市発注の建設工事において、下記の運用により明石市工事請負契約約款第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）を適用し、請負者に減額変更を請求することといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 単品スライド条項適用の対象とする「主要な工事材料」

「鋼材類」、「燃料油」又は「アスファルト類」

2. 請負代金額の減額変更の考え方

対象となる「主要な工事材料」のそれぞれの価格下落にともなう減額分のうち、発注者（明石市）からの請負代金額の減額変更請求に基づき、請負代金額（※）の1%を超える額を請負者が負担する。

※適用開始日以前に検査済である部分払対象の出来形部分等がある場合、これに相応する請負代金相当額を請負代金額から控除した額とする。

3. 対象となる工事

明石市が発注する建設工事のうち、適用開始日以降に工期の末日を迎える工事及び適用開始日以降に新たに契約を締結する工事

4. 請負代金額の減額変更手続き

①事前に市が概算による積算を行う。その結果、単品スライド条項の適用により減額変更を請求する可能性がある場合は、工期末の2か月前までに、請負者に対し、単品スライド条項適用による請負代金額減額変更請求を行う。

②発注者は、①の請求を行った日から7日以内に協議開始日（原則として工期末から起算して45日前の日）を請負者に通知する。

③発注者は協議の中で「請負代金額変更請求額の概算計算書」を示す。

④請負者は、発注者からの①又は③の請求等に異議があれば、発注者に異議を申し立てる。

⑤発注者は、請負者から④の異議申し立てがあれば、請負者に証明資料等の提出を求める。

（請負者の提出書類）

- ・ 証明資料提出書
- ・ 請負代金額の変更の対象材料計算総括表

- ・実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類（納品書、請求書、領収書等）

※請求内容を発注者が確認し、証明書類により確認できない場合は、発注者が算定したスライド額が減額変更請求額となります。

- ⑥協議開始日以降に発注者（工事主管課）と請負者が協議を行い、協議開始日から14日以内に変更請負代金額を決定する。
- ⑦工期末に変更契約締結を行う。

5. 変更請負代金額の減額変更額の算定に用いる単価

○鋼材類及びアスファルト類

：施工計画書の計画工程等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格

（注）複数回に分けて搬入した場合は、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。

○燃料油：工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格

（注）発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（複数月に分けて購入した場合は、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

6. 変更請負代金額の減額変更額の算定に用いる対象数量

- (1)設計図書に記載された数量は、当該数量
- (2)数量総括表に一式で計上されている仮設工等については、発注者の設計数量
- (3)設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量

7. 請負代金の減額変更額の算定

【鋼材類】{搬入月等の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率 × 105/100

【燃料油】{購入月等の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率 × 105/100

【アスファルト類】{搬入月等の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率 × 105/100

+) 変更（スライド）前の請負代金額の1%相当額

変更（スライド）額

（注1）鋼材類、燃料油又はアスファルト類それぞれ個別に変動額を算定し、その変動額が請負代金額の1%を超える資材のみが変更（スライド）額の計算対象となる。

（注2）請負者が実際に購入した際の各材料の購入代金合計額が実勢価格で算定した額を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

（注3）各材料の価格変動分のみを単品スライド条項適用の対象としており、この変動に連動する共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については変更しない。

8. その他

- (1)適用開始日以前に部分引渡しを終えた工事の部分又は部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項の適用外とする。
- (2)工期末が平成21年3月31日以前である工事についての適用請求は、工期満了前であって、かつ、平成21年3月10日までに請求を行ったものに限り適用する。

9. 適用開始日

平成21年3月2日

<参考：明石市工事請負契約約款第25条第5項>

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。